



栃木県公報

平成 27 年
4 月 3 日(金)
第 2669 号

目 次

告 示

- 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部改正…………… 295
- 同…………… 295
- 同…………… 296
- 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約…………… 296
- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止…………… 297
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止…………… 299
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止…………… 299
- 地籍調査の成果の認証…………… 301
- 県営土地改良事業計画の決定…………… 301

公 告

- 仮認定特定非常利活動法人の仮認定…………… 302
- 土地改良区役員の退就任…………… 302
- 公共測量の終了…………… 302

企 業 局

- 栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認…………… 303

調 達 等 公 告

- 入札公告…………… 304

告 示

栃木県告示第百七十二号

宇都宮市、足利市、鹿沼市、小山市、矢板市、益子町、壬生町及び高根沢町と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成九年栃木県告示第百六十二号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十三号

茂木町、市貝町、芳賀町及び那須町と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成十六年栃木県告示第百六十一号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十四号

那須塩原市と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成十七年栃木県告示第十号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十五号

さくら市と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成十七年栃木県告示第百六十五号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十六号

大田原市と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成十七年栃木県告示第七百五十号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十七号

日光市と栃木県との間の下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成十八年栃木県告示第百六十七号）の一部を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

第一条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

栃木県告示第百七十八号

栃木県は、佐野市から地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務を次の規約により受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

栃木県知事 福田 富一

下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 委託者は、公共下水道事業及び流域下水道事業から生ずる汚泥の処理の用に供するため、宇都宮市、

足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町及び那須町（以下「関連市町村」という。）と栃木県とで共同して設置する下水道資源化工場施設に関する次に掲げる事務のうち委託者が処理すべき事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を栃木県に委託する。

- 一 下水道資源化工場施設の建設に関する事務
- 二 下水道資源化工場施設の維持管理に関する事務
- 三 前二号に掲げる事務に附帯する事務

（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は委託者の負担とし、その額は次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める負担率を当該経費の総額に乗じて算定するものとする。

- 一 下水道資源化工場施設の建設及びこれに附帯する事務に要する経費 下水道資源化工場施設の供用開始後二十五年の期間内に想定される栃木県と関連市町村の下水道事業から生ずる処理対象汚泥の総量に対する委託者に係る処理対象汚泥量の比（以下「想定汚泥量比」という。）
 - 二 下水道資源化工場施設の維持管理及びこれに附帯する事務に要する経費 各年度の栃木県と関連市町村の下水道事業から生じた処理対象汚泥の総量に対する委託者に係る処理対象汚泥量の比（以下「実績汚泥量比」という。）
- 2 前項に規定する想定汚泥量比及び実績汚泥量比は、栃木県知事と関連市町村の長（以下「関連市町村長」という。）が協議して別に定めるものとする。
- 3 第一項の規定により負担する経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、栃木県知事が関連市町村長と協議して別に定めるものとする。

（経理上の措置）

第三条 栃木県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、栃木県流域下水道事業特別会計において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第四条 栃木県知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を委託者に通知するものとする。

（繰越金）

第五条 栃木県知事は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じたときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができるものとする。

（連絡会議）

第六条 栃木県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関連市町村長と連絡会議を開催するものとする。

（中途参入等の取扱い）

第七条 栃木県知事は、後年度において下水道資源化工場施設に関する事務への参入又は当該事務からの離脱を希望する市町村がある場合は、関連市町村長とこれを協議するものとする。

（廃止による決算等の措置）

第八条 栃木県知事は、委託事務が廃止された場合は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合において、当該決算により生じた剰余金の処理については、栃木県知事と関連市町村長とが協議して定めるものとする。

（その他必要な事項）

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、栃木県知事と関連市町村長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、栃木県と関連市町村との協議が成立した日から施行する。

（都市整備課）

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970202594	株式会社ライフケア 倶楽部 代表取締役 藤岡 勝己	訪問介護ステーション らくらくヘルパーの～ ぶ	足利市福居町587番地 1	平成27年 2月1日	訪問介護
0970401071	株式会社花の器 代表取締役 小川 佳子	花の器さの	佐野市堀米町617番地 6	平成27年 3月31日	訪問介護
0972500045	社会福祉法人正州会 理事長 森 稔聖	特別養護老人ホーム愛 和苑	那須烏山市三箇183番 地1	平成27年 3月31日	訪問介護
0960290112	株式会社アイアール 代表取締役 大島 聡	アイ訪問看護ステー ション足利	足利市常見町二丁目18 番7号	平成27年 2月28日	訪問看護
0970802096	株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	フレアス訪問看護ス テーション小山	小山市神鳥谷707番地 3	平成27年 3月1日	訪問看護
0962790036	社団法人栃木県看護 協会 会長 河野 順子	とちぎ訪問看護ステー ションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720 番地1 市貝町保健福祉 センター内	平成27年 3月31日	訪問看護
0962790036	社団法人栃木県看護 協会 会長 河野 順子	とちぎ訪問看護ステー ションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720 番地1 市貝町保健福祉 センター内	平成27年 3月31日	居宅療養 管理指導
0970400560	社会福祉法人佐野市 社会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市赤坂デイサービ スセンター	佐野市赤坂町303番地 2	平成27年 4月1日	通所介護
0970801916	社会福祉法人静山会 理事長 齋藤 晃	城東デイサービスセン ター	小山市城東六丁目23番 18号	平成27年 2月28日	通所介護
0971100284	有限会社寿光会ひだ まり 代表取締役 守田 和彦	デイサービスセンター ひだまり	矢板市木幡1551番地3	平成27年 3月31日	通所介護
0971100516	合同会社ハレルヤ 代表社員 前田 栄治	デイサービス晴れる家	矢板市東町3007番地1	平成27年 2月28日	通所介護
0971000336	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいなりハビリショ－ トステイ	大田原市紫塚三丁目 2633番地10号	平成27年 3月31日	短期入所 生活介護

0970700480	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館栃木西営業所	日光市並木町3番地3	平成27年 3月31日	福祉用具 貸与
0971000260	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館大田原営業所	大田原市紫塚三丁目 2609番1号	平成27年 3月31日	福祉用具 貸与
0970700480	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館栃木西営業所	日光市並木町3番地3	平成27年 3月31日	特定福祉 用具販売
0971000260	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館大田原営業所	大田原市紫塚三丁目 2609番1号	平成27年 3月31日	特定福祉 用具販売

栃木県告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970401071	株式会社花の器 代表取締役 小川 佳子	花の器さの	佐野市堀米町617番地 6	平成27年 3月31日	居宅介護 支援
0970401998	株式会社柳営 代表取締役 菊地 豊樹	りゅうえいケアプラン センター	佐野市堀米町1305番地 7 近江屋テナント1- 1	平成26年 12月31日	居宅介護 支援
0972701056	株式会社ケアプラン コスモス 代表取締役 大川原 真理子	株式会社ケアプランコ スモス	芳賀郡益子町益子3659 番地栗崎ハイツ103号 室	平成27年 3月31日	居宅介護 支援

栃木県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		

0970202594	株式会社ライフケア 倶楽部 代表取締役 藤岡 勝己	訪問介護ステーション らくらくヘルパーの〜 ぶ	足利市福居町587番地 1	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0970401071	株式会社花の器 代表取締役 小川 佳子	花の器さの	佐野市堀米町617番地 6	平成27年 3月31日	介護予防 訪問介護
0972500045	社会福祉法人正州会 理事長 森 稔聖	特別養護老人ホーム愛 和苑	那須烏山市三箇183番 地1	平成27年 3月31日	介護予防 訪問介護
0960290112	株式会社アイアール 代表取締役 大島 聡	アイ訪問看護ステー ション足利	足利市常見町二丁目18 番7号	平成27年 2月28日	介護予防 訪問看護
0970802096	株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	フレアス訪問看護ス テーション小山	小山市神鳥谷707番地 3	平成27年 3月1日	介護予防 訪問看護
0962790036	社団法人栃木県看護 協会 会長 河野 順子	とちぎ訪問看護ステー ションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720 番地1 市貝町保健福祉 センター内	平成27年 3月31日	介護予防 訪問看護
0962790036	社団法人栃木県看護 協会 会長 河野 順子	とちぎ訪問看護ステー ションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720 番地1 市貝町保健福祉 センター内	平成27年 3月31日	介護予防 居宅療養 管理指導
0970400560	社会福祉法人佐野市 社会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市赤坂デイサービ スセンター	佐野市赤坂町303番地 2	平成27年 4月1日	介護予防 通所介護
0970801916	社会福祉法人静山会 理事長 齋藤 晃	城東デイサービスセン ター	小山市城東六丁目23番 18号	平成27年 2月28日	介護予防 通所介護
0971100284	有限会社寿光会ひだ まり 代表取締役 守田 和彦	デイサービスセンター ひだまり	矢板市木幡1551番地3	平成27年 3月31日	介護予防 通所介護
0971100516	合同会社ハレルヤ 代表社員 前田 栄治	デイサービス晴れる家	矢板市東町3007番地1	平成27年 2月28日	介護予防 通所介護
0971000336	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいなりハビリショ ートステイ	大田原市紫塚三丁目 2633番地10号	平成27年 3月31日	介護予防 短期入所 生活介護
0970700480	富士リレイト株式会 社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館栃木西営業 所	日光市並木町3番地3	平成27年 3月31日	介護予防 福祉用具 貸与

0971000260	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館大田原営業所	大田原市紫塚三丁目 2609番1号	平成27年 3月31日	介護予防 福祉用具 貸与
0970700480	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館栃木西営業所	日光市並木町3番地3	平成27年 3月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
0971000260	富士リレイト株式会社 代表取締役 山口 辰也	ひまわり館大田原営業所	大田原市紫塚三丁目 2609番1号	平成27年 3月31日	特定介護 予防福祉 用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第182号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市中里町、上田町、免の内町及び金田町の各一部	宇都宮市中里町、上田町、免の内町及び金田町の各一部（中里原V・上田I地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年3月25日
下野市	下野市石橋、上台、上大領、中大領、下大領、東前原及び細谷の各一部	下野市石橋、上台、上大領、中大領、下大領、東前原及び細谷の各一部（石橋南部地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年3月25日

(農村振興課)

栃木県告示第183号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営塚崎・東野田地区土地改良（区画整理）事業	平成27年4月6日から 同年5月7日まで	平成27年5月22日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○仮認定特定非営利活動法人の仮認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により次のとおり仮認定特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により公示する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	仮認定の有効期間
特定非営利活動法人 ウエーブ	芳賀 マサ子	日光市瀬川95番地1	-	平成27年3月19日から 平成30年3月18日まで

(県民文化課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大 山 土 地 改 良 区	理 事	吉田 喜一		河内郡上三川町大字大山773	27. 3 .31	
		高橋 隆夫		〃 〃 〃 446	〃	
		伊沢 幸男		〃 〃 〃 492	〃	
		伊沢 伸樹		〃 〃 〃 757	〃	
	〃		角田 聖夫	〃 〃 〃 290		27. 4 . 1
	〃		吉田 一久	〃 〃 〃 448		〃
	〃		稲葉 三夫	〃 〃 〃 515		〃
	〃		高橋 正昭	〃 〃 〃 791		〃
	〃		吉田 幸一	〃 〃 〃 678-2		〃
	監 事	森 修		〃 〃 〃 790-1	27. 3 .31	
		森 幸夫		〃 〃 〃 690-2	〃	
		〃	吉田 良作	〃 〃 〃 489-2		27. 4 . 1
		〃	吉田 正典	〃 〃 〃 747		〃

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成26年7月22日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図更新）
- 2 作業地域
宇都宮市
- 3 作業期間
平成26年6月11日から平成27年3月20日まで

（監理課）

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認

栃木県民ゴルフ場管理条例（平成4年栃木県条例第7号）第9条第2項後段の規定により平成27年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成4年栃木県公営企業管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分			利用料金（1人1回につき）			
			9ホールを超え18ホール以内の利用	9ホール以内の利用	18ホールを超える利用	
月曜日及び水曜日から金曜日まで （休日を除く。）	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	4,160円	2,910円 (2,400円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		その他の者	5,200円 (5,000円)			
	乗用カート使用	1人で使用する場合	学 生 等	5,060円	3,360円 (2,800円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	6,100円 (5,900円)		
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	4,460円	3,060円 (2,500円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額
			その他の者	5,500円 (5,300円)		
		土曜日、日曜日及び休日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円
学 生 等	5,260円			4,710円 (3,900円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,850円を加算した額	
その他の者	9,000円					

	乗用カート使用	1人で使用する場合	学生等	6,160円	5,160円 (4,300円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,300円を加算した額	
			その他の者	9,900円			
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円		
	学生等		5,560円	4,860円 (4,000円)			
	その他の者		9,300円				
	臨時営業日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円		420円
学生等			3,900円	2,910円 (2,400円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額		
その他の者			3,900円				
乗用カート使用		1人で使用する場合	学生等	4,800円		3,360円 (2,800円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	4,800円			
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円		
			学生等	4,200円	3,060円 (2,500円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額	
			その他の者	4,200円			

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 臨時営業日とは、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程第2条ただし書の規定により休業日を変更し、臨時に営業する日をいう。
- 3 学生等とは、学生及び生徒（18歳未満の者を除く。）並びに学校教育活動として県民ゴルフ場を利用する場合における教員等の指導者をいう。
- 4 9ホールを超え18ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、女性又は60歳以上の者が月曜日又は水曜日から金曜日までの日に県民ゴルフ場を利用する場合の利用料金の額とする。
- 5 9ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、午前9時までに県民ゴルフ場の利用を終了する場合の利用料金の額とする。

(経営企画課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年4月3日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県財務会計システム改修等業務（ブラウザソフトバージョンアップ対応）
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成27年9月30日まで
- (4) 履行場所 県の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年4月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。
- (6) プライバシーマークの認定を受け、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (7) ISO9001の認証を取得し、又はこれと同等の品質管理体制を確立していること。
- (8) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の認証を取得し、又は適用実績が豊富にあるセキュリティ管理体制を確立していること。
- (9) 都道府県の財務会計システム（Web型）の構築の業務実績を証明することができる者であること。なお、業務経験は、都道府県との直接の契約を証明できる者であること。
- (10) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、かつ、入札説明会に参加し、入札説明書に記載する事項を履行する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 本庁舎3階
栃木県会計局会計管理課総務企画担当
電話：028-623-3008 FAX：028-623-3016 E-mail：zaimusystem_dev@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成27年4月24日午前10時 栃木県庁本庁舎東館3階入札室1
- (3) その他 入札説明書は、平成27年4月3日から同月9日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。また、入札説明会は、同月10日午後2時から栃木県庁本庁舎東館3階入札室1において開催する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 有
 - イ 契約保証金に関する事項 納付。ただし、栃木県財務規則第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険

契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

ウ 入札参加資格の確認 入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 提出期限 平成27年4月17日午後5時(必着)

(イ) 提出場所 3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

オ 入札参加資格の確認結果は、平成27年4月21日(発送)までに通知する。

カ その他 詳細は、入札説明書による。

(会計局会計管理課)